

○ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準20%以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔繰上充用額＋支払繰延・事業繰越＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高〕－解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（＋）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還・償却差額算定方式
- ・ 減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売却を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。